

建設業法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月29日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第53号

建設業法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を改正する規則

建設業法に基づく手続等を定める香川県規則（昭和48年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書類の提出)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 法第17条の2第1項、第2項若しくは第3項又は第17条の3第1項の規定により知事に提出すべき認可申請書及びその添付書類の部数は、正本1通及び写し2通とする。</u></p> <p><u>4 法、施行規則又はこの規則の規定により知事に申請書及び届出書並びにそれらの添付書類を提出する者は、主たる営業所の所在地を所管する土木事務所又は香川県小豆総合事務所の長を経由してしなければならない。</u></p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 法、施行規則又はこの規則の規定により知事に許可申請書及び届出書並びにそれらの添付書類を提出する者は、主たる営業所の所在地を所管する土木事務所又は香川県小豆総合事務所の長を経由してしなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。